

2021年6月22日

須増 伸子

1 新型コロナウイルス感染症について

岡山県に緊急事態宣言が発令されて一か月あまり、知事、保健福祉部をはじめ、県と市町村あげてのご奮闘と、ワクチン接種のスピードもあがり、また県民の自粛の努力とあいまって、ステージがさがり宣言が解除されたことに敬意を表するものです

①インドで確認されたデルタ株は、アルファ株よりも高い感染力があり、ワクチン効果も従来株より低下させる可能性が指摘されています。デルタ株への対策がおくれれば、第五波到来の恐れも指摘され予断を許しません。デルタ株への対策が早急に求められています。新規陽性者すべてに変異株のゲノム解析検査を実施することと、ワクチン接種の加速が必要と考えますが、知事のお考えをお示してください。

②岡山県にとって第4波は、ステージ4が長期にわたり、感染しても入院できないなどの状況がおり、一時期自宅療養者は1000人に上り、自宅で急変し病院への搬送直後に亡くなる人も出るなど深刻な医療のひっ迫が起きました。この第四波の医療のひっ迫度合いについて、どうとらえ、今後の病床確保にどのように生かしていくのか、お考えをお示してください。

さらに、国の法改正の中で、今後、県が策定する「医療計画」の五事業「周産期・小児・救急・災害・へき地」に「新興感染症」も位置付けられ、体制整備を求められています。この六事業は採算性が低いものの必要性は高い、まさに政治の責任で体制をとっていく分野です。これまで恒常的な感染症指定医療機関の病床数は26でしたが、今後拡充をすべきと考えます。合わせて保健福祉部長のお考えをお示してください。

③国会では、コロナ禍のさなかに、医療法等の改正案がだされ、事実上「病床削減推進法」ともいべきものを5月に成立させました。その内容は、消費税を財源に病床削減への補助金をだし誘導するもので、今年度予算で削減される病床は単純計算で1万床規模にのぼります。また、地域医療構想で、今後高度急性期・急性期を約20万床も削減していこうとしており、医師や看護師の削減も見込まれます。また、全国1600の病院が加盟する全国公私病院連盟の邊見会長は「診療報酬の抑制や自治体病院の統廃合で、医療に不可欠な「余裕」を奪い、感染症対策の専門家や診療科を減らしてきた。「効率至上主義」の医療政策ではパンデミックには対応できない。」と発言しています。コロナの教訓を踏まえ病床削減計画の見直しを国に求めるべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

④5/14日、当初蔓延防止等重点措置を国へ要請していた矢先、国は5月16日から緊急事態措置の適用を決定し、県では県全域に岡山県時短要請協力金「第2期」の対応をされました。休業・時短要請による人

流の減少で感染拡大を抑えることができました。大変、緊急で大規模な対応だったと推察します。

県の支給要件は「遅くとも5月17日(月)から開始すること」とあり、18日から開始した事業者には休業を31日まで実施しても、一切協力金は支給されない要件になっています。「15日に商工会から要請を聞いたが、食材の仕入れをしていたので、18日の定休日から休んだ。まさか17日に必ず休んでいなくてはならなかったとは知らなかった」「飲食組合から17日に知らせが来たから、数日検討して休業したが、期限があるとは知らされなかった。」など、私が聞いた中だけで7件の事業者がありました。

他県の協力金について調べると、広島県は19日から、北海道は18日から、兵庫県と京都府は「時短営業を開始した日から連続して最終日まで」として16日からを基本としながら、開始の日時は事業者の事情に合わせる対応をとっています。愛知県に至っては、「期間中に協力した日数分で支給」となっています。他県に比べても岡山県の運用がとても厳しい基準となっていることがわかります。「第二期」は初めて県全域の飲食店等に休業・時短要請したものであり、周知徹底に一定の時間がかかるのは仕方のない面があることから柔軟な対応が求められるのではないのでしょうか。コロナ禍でそもそも営業が厳しい中、時短や休業の要請に協力をしたすべての事業者に支給すべきと考えますが、産業労働部長のお考えをお示してください。

⑤コロナ禍は学生の生活にも大きな影響を与えており、大学生への食料支援の活動が、県内でも様々広がっています。その一つである「きぼう市」実行委員会は計8回の支援の中で学生へアンケートを実施しています。仕送りやバイトの収入について、「足りている」と答えた学生は26.2%で、逆に「不安がある」46.8%「貯金を崩している」15.1%、「食費を削っている」などと続きます。先日、県立大学独自の授業料減免を昨年度に続き実施してほしいという学生の皆さんをはじめとする署名が713筆知事に提出されました。ぜひ学生への学費支援や生活支援の拡充をすべきと考えますが、総務部長のご所見を伺います。

また、同アンケートで、学生の孤立と孤独の実態も見えてきました。昨年と今年、オンライン授業がつづき、部活動も十分できない中、「友達ができない」「去年は1か月間誰とも話さないときがあった」「オンライン授業が終わったとたんに、シーンとして胸がつかくなる感じがした」など、親元から離れ単身で生活する学生たちは、帰省もできず、バイトも減るなか、一人きりの時間が長く孤独感は計り知れないものがあることもわかりました。かけがえのない学生生活を一日も早く通常に戻すことが、何より大切だと感じました。

大学生へのメンタルヘルスへの支援を拡充するとともに、大学生へのワクチン接種について大学ごとにプッシュ型で早急に支援していくべきと考えますが、知事のお考えをお示してください。

知事

日本共産党の須増議員の質問におこたえします。

新型コロナウイルス感染症についてのご質問であります。

まず、デルタ株対策についてであります。全ての感染ルートで、デルタ株にみられるL452R変異スクリーニング検査を今月14日から開始したところであり、陽性となったものについては、全てゲノム解析を行うこととしております。

また、海外の研究によれば、デルタ株に対しても、ワクチンの効果が認められていることから、引き続き、接種を強力に進めてまいりたいと存じます。

次に、病床削減計画の見直しについてであります。地域医療構想は、限られた医療資源を地域で効果的・効率的に活用し、将来の医療ニーズに的確に答えられるものとするためのものであり、国に見直しを求めることは考えておりませんが、新興感染症への対応も含め、地域医療構想調整会議で丁寧に議論を進めてまいりたいと存じます。

次に、大学生への支援のうち、メンタルヘルス等についてであります。メンタルヘルスへの支援については、各大学が実施する健康相談等に加え、県においても、県精神保健福祉センターなどの相談窓口の周知に努めてまいります。

また、大学生など若い年代へのワクチン接種については、県営接種会場の活用や、職域接種の取り組みなどを通じて、既に20を超える大学等で接種を実施あるいは検討しているところであります。

以上でございます。

保健福祉部長

お答えいたします。

今後の病床確保等についてであります。第4波では、入院病床の使用率が8割を超えるなど、医療崩壊につながりかねない状況にあったと認識しております。

このため、引き続き、さらなる病床確保に努めるとともに、一時療養待機所の活用など、限られた医療資源が効果的・効率的に運用できる仕組みづくりを進めてまいりたいと存じます。

また、感染症指定医療機関の病床数については、医療圏人口等を勘案して国が配置基準を定めているものであります。国は今後、令和6(24)年度からの次期医療計画に定めるべき具体的な新興感染症対策の検討を進めることとしており、その内容を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

産業労働部長

お答えいたします。

時短要請協力金についてであります。5月に入ってから爆発的な感染拡大の状況の中、県民のかけがえない命と健康を守るため、5月16日からの緊急事態措置の実施を14日に決定し、一刻も早く感染拡大を食い止めるよう強制力を持つ厳しい要請を行ったところであります。

この要請について、飲食店等に1日も早く応じていただくよう、遅くとも5月17日からの開始を支給要件とし、市町村や関係団体、新聞広告やホームページ等を通じ広く周知も図っており、支給要件の変更は考えていないところであります。

以上でございます。

総務部長

お答えいたします。

大学生への支援のうち県立大学の学費等についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国や自治体等において、収入が減少した世帯等に対する給付金や貸付金などの支援制度が創設されているところであります。

このため、県立大学独自の授業料減免や生活支援は考えておりませんが、国や本県の支援制度の周知等に引き続き努めてまいりたいと存じます。

須増議員

ありがとうございました。デルタ株への対応など本当に取り組んでいただいて、早期発見で封じ込めるといふ事ですので、期待しております。よろしくお願いします。

③番の病床削減について、この問題は実は私共の会派は毎回知事にこの質問をしておりまして、地域医療構想の見直しを国に要望してはどうかと言う事がかねがねお願いしてきているわけです。2月議会の氏平議員の質問に対して知事は「病床について今必要とされているニーズ、また将来のニーズに合わせて厚労省は的確な数値を出してきていると思うので、それが大切だ」と言うようなことをおっしゃったと思うのですが、その厚労省も今回の医療法改正の中で、新興感染症を6事業に入れていくと、判断を変えてきておりまして。将来のニーズもこのコロナで随分認識が変わってきたのではないかというふうに私感じておりまして。そのあたりでやはり現場のこの岡山県でこれだけ医療ひっ迫が起こった実態をそのまま国に声としてあげていく。それで病床のニーズの予測をやっぱり変更を求めて行くことが必要ではないかと思うのですけれども、知事いかがでしょうか。

知事

これだけのことが起きたので、それをこれからの計画に反映させるべきであるし、県も何か物申すべきという質問だと思います。

とにかく、私自身は人間。神様ではないので、10年後20年後30年後何が起きるか正確には見通しはつかない。新たなことがおきればそれが大きなことであったり、大変深刻なことであればあるほど、それが将来に対する見通しにも影響を与えるということですので、例えば、2年前に「これはなかなかよくできた将来計画であるというもの」があったとしてもこれだけの世界的なパンデミックがあったわけであれば、それが将来計画に影響を与えない方がおかしいと思っております。それが今回で最後のパンデミックであるという事であれば、あまり影響を与えませんし、でも実際にウィルスの色々な性質、これまでのことを考えれば、これが最後と言う可能性はほぼ0ということでもあります。

つい、50年、70年前は、結核で多くの人がなくなっていた。医療体制も結核をかなり念頭に置いた体制だったと伺っています。いま随分そういったものが抑えられてきて、この感染症よりも生活習慣病のような慢性的な病気に随分対応した形になってきていますけれども、また感染症が大きな脅威として出てくるのであれば、それも当然考えにいられた計画になるのかと思います。

そういったことは、国がきちんとこれから考えてくれると思っています。もし、我々が考えるほど国が対応していないのであれば、その時に「ちょっとこれは違うんじゃないですか」という意見は必要に応じて言うべきだと思っております。

須増議員

今年、今年度で1万床減らすという法案が国会で通っていますので、まさに、全国市長会もこれに対しては抗議をあげておられますし、知事会では意見を述べた知事がいたという報道もありました。いま、差し迫った問題として、この病床削減を本当に今やっていいのか、という議論だと思っておりますけれども、知事いかがですか。

知事

今回、コロナで問題になったのが、日本が病床が少ないということでは必ずしもないと、思っています。ヨーロッパの国と比べて人口あたりの病床は必ずしも少なくない、むしろ多い方の国に入るのにいざというときの組み換えが非常にしづらいとことでもありますので、病床のこれからの計画に直接そこが影響するかというと、それよりは民間病院の力もかなり借りて、日々の医療をまわしている、もしくは日本の場合は開業医が非常に多い、そこに随分医療リソースが充てられている、そういったことが危機に際してどうなのか、そういったことも長い目で考えていかなければいけない課題だと思っています。

須増議員

知事、ぜひよろしくお願ひ致します。

続いて協力金についてなのですが、見直しはしないとおっしゃったのですが、私は各都道府県に問い合わせしてみ、随分柔軟な対応をして頂いているのを聞いて、内閣府のこの協力金の推進班に直接電話をして聞きました。

国でそういう明確な基準を持っていない、ということ、各県からも内閣府のこの担当課に要件について問い合わせが合ったそうです。それで、その時に、協力して頂いた業者にしっかりと感謝の思いも込めて協力金を出す、柔軟に対応することが大事だともおっしゃっていました。引き続き、検討できないでしょうか。この設計自体がそうになっているということなのですか。

産業労働部長

先ほど、各都道府県で柔軟に、国にお問い合わせ頂いてもしっかり柔軟にという回答があったということでございますけれども、先ほど申しあげましたように、一刻も早い取り組みを、ということで、周知につきましても多くのメディアに取り上げてもらいましたし、各団体ですとか、新聞等広告でこちらとしても十分周知して参ったところがございます。それで、多くの事業者は無理をして議員おっしゃったように、仕入れたものも捨ててしっかり対応して頂いたところも多くございまして、そういった多くの事業者でございますので、今から遡って支給要件を変えるということは、無理をして17日からしっかり取り組んで頂いたところに対する公平性の問題ということもございまして、今から支給要件を変えるということは考えておりません。以上でございます。

須増議員

多くの事業者は周知が間に合ったわけですが、間に合っていない事業者の責任、知らなかった事業者の責任というのは私はないと思うんですね。周知に時間がかかるのは、これだけの大規模な事業ですので。その人たちへの救済措置があってもいいと思うのですが、周知できなかった責任というのはないのですか。行政にとって。

産業労働部長

県の周知不足が原因ではないかと、いうご質問ですが、要請内容や支給内容については当時本当に、先ほども言いましたように多くのメディアでも取り上げられまして、5月1日からコールセンターを開設しておりましたけれども、そちらにも15、16日も含め、丁寧に説明しております。

また、県のホームページへの掲載ですとか、新聞紙面での広報、商工団体などそれから飲食関係団体、市町村通じてチラシの配布ですとか、広報車の巡回広報なども積極的に考えられるあらゆる手を使いまして周知を図ったところでございまして、事業者におひとりおひとりに周知が届いていないというところで、協力が遅れたとことでございますけれども、まあそれでも、そういった関係団体ですとか飲食関係団体、経済団体、そういったご努力によりまして多くの事業者さんはしっかり17日から取り組んで頂いておりますので、いまから遡って支給要件を変えるということは考えておりません。以上でございます。

須増議員

岡山市と倉敷市は、まん延防止の対策が取られるだろうという、14日あたりからの報道の中で、その準備はある程度事業者のなかで心構えがあったと思うのですが、それ以外の自治体では本当に急な対応で、あわてて、もちろん商工会や飲食組合がすごい勢いで周知されたのですが、それでも漏れたところに対する責任というのは、やはりこの緊急事態において当然起こり得る話なので、そこは柔軟に、多くの県がやっているのにどうして岡山県ができないのかというお話なんです。これ以上議論しても難しそうなのですが、ぜひ検討して頂きたいし、その知らなくて1日遅れた、2日遅れた人たちへの救済はぜひ検討頂きたいと要望致します。

須増議員

大学生へのワクチン接種なんですけれども、大学生は夏休みに入っていきます。帰省を長い間できていない大学生もおりまして、この機にやはり学生たちが動き出す時なのです。本当にそういう意味では夏休み前に、一気に大学でのワクチン接種が成功すれば随分大きなことができると思うのですが、そのスピード感ということはいかがですか。

知事

まったくその通りであります。実際、第4波の教訓、反省ということの一つに、春休みに帰省が双方向に起きてしまった。この帰省した大学生ですとか若い人たちのほんの一部の方がアルファ株を連れて移動をしてしまった。これがその岡山県における第4波の起点になったということでもあります。実際、お盆の帰省、年末年始の帰省、そのしたかった帰省を我慢してくれているひとは多くいらっしゃいます。春休みに一部おきてしまいました。また夏休みに帰りたいと思っている人はたくさんいます。

それで恐ろしいのは、その帰省がおきると、今度はアルファ株よりさらに厄介だと言われているデルタ株を岡山県に持ち込むことになる、というわけでもあります。一刻も早く岡山県でも他府県でもワクチン接種、特に大学生に進めて頂きたいと思っております。いま職域接種の一環として多くの大学でワクチン接種が始まっている。大いに期待しているところであります。県庁としてもできる限りのことをしたいと思っております。

須増議員

大学生のワクチン接種については、本当に医学部のない大学にとっては結構ハードルが高く、困難があると報道されておりますので、プッシュ型では是非ともお願いしたいと思っております。

2 生理の貧困対策について

今年三月、NHKテレビが「#みんなの生理」という任意団体が行った調査で「学生の五人に一人が生理用品入手に苦労したことがある」と報道し、国は、コロナ対策の予備費に「生理の貧困」に対応した生理用品の提供など約46億円を計上し、六月には政府の男女共同参画会議の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021に「生理の貧困」への支援を掲げ、学校、福祉事務所などの生理用品の提供に向けた取組を明記しました。現在、県下で、岡山市・倉敷市をはじめ8市町がすでに、生理用品の提供を始めています。生理の貧困について、女性が安心して活躍できる男女共同参画社会となるよう国の重点方針に呼応し市町村等とも連携し支援していくことが必要と考えますが、知事のご所見をお伺いします。

また、特に、すべての県立学校において児童生徒が遠慮無く使用できるようトイレトーパーと同様にトイレに生理用品を常備する対応が必要と考えます。追加の予算措置を含め教育長のお考えをおしめしてください。

知事

お答えいたします。

生理の貧困対策についてのご質問であります。所見についてであります。経済的な理由で生理用品を購入できないという「生理の貧困」は、女性の健康や社会生活に関わる重要な課題であると認識しており、県では、国の支援制度や他の自治体の取組事例等について、市町村や支援団体に情報提供してきたところであります。

女性が安心して活躍するためには、生理用品の提供に限らず、女性の抱える課題やその背景、ニーズに向き合うことが大切であり、引き続き、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った支援に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長

県立学校についてであります。生理用品を必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、置き場所を工夫したり、貸し出した生理用品の返却を求めないなど、丁寧な対応をするよう学校を指導するとともに、生理用品の支援が必要な場合は、保健衛生用品の整備に係る予算を活用できることとしております。

こうしたことから、追加の予算措置や、生理用品をトイレに常備することまでは考えておりませんが、引き続き学校の状況を把握しながら適切に支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。知事が経済的な理由で生理用品が買えない、という理由だったんですけれども、実は整理の貧困という問題は経済的な理由だけではなく、ネグレクトや虐待、また父子家庭で生理用品が用意されず必要だと言いつけない環境とか、性教育の不足や知識不足なども言われておまして、この生理の貧困の深刻な実態が今回クローズアップされたという影響があります。貧困だけではない、という問題があるようで、やはり勉強や仕事のパフォーマンスにダイレクトに影響を与えるこの問題は人権にかかわる問題だということで、今回大きな問題になってきたように私感じておまして、その視点で取り組んで頂きたいと思っております。

教育長にお伺いします。保健室における貸し出しを返却不要の対応にするということなのですが、保健室に行って生理用品を借りること自体がハードルが高くてですね、もっと身近にトイレットペーパーのように生理用品を活用できる対応が、東京都などではそうなっているのですが、そういう対応がとてもこの問題では大切なんですけれども、もう一歩踏み込んで頂けないでしょうか。

教育長

再質問にお答えいたします。先ほどの、もう一歩踏み込んでどうかというご質問でございますけれども、一つには生理用品を衛生的に管理する必要があると。これは申し上げるまでもないと思うのですが、我々の方もこの実態の方は絶えず養護教諭からも把握しているところでございますけれども、その中でもやはり先ほど議員ご指摘のように、色々な状況を抱えた子どもたちがいるという事で、養護教諭の方も来室した場合にその生徒たちに保健指導する必要性があったり、あるいは先ほどのネグレクトの話もありましたけれども、それぞれしっかり相談に乗っていく必要があるということで当然その手に取りやすい場所に配慮しておくことはそうなのですが、まあそれは保健室の中でも含めてそうなのですが、そういう事と合わせて、個別の生徒にしっかり寄り添って相談にもものっていきたいという思いも持っている状況もありますので、現在その状況も把握しながら適切に対応しておるところでございます。以上でございます。

3 豊かな里海について

「海苔の色落ちが今年は激しい」「タコが取れなくなった」「何か海がおかしい」と昨年から今年の冬に倉敷市の下津井の漁場で伺いました。

こんな中、国では、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を行い、植物の栄養成分「栄養塩」不足や気候変動等による新たな課題の対応をより踏み込んで進めることとなり、漁業者への朗報となっています。そこで具体化についていくつか伺います。

- ① 栄養塩管理運転についてです。県では、すでに、ノリの色落ち対策として児島湾の下水処理場における季節別管理運転で、窒素・リンの排出量を基準の範囲で増加させる取組の影響調査をしています。その調査の効果をどう評価していますか。これから地域ごとのニーズに応じて下水処理場の栄養塩管理運転を広げていくべきと考えますが、合わせて農林水産部長のお考えをお示してください。
- ② さらに、下水処理場の「栄養塩」供給だけでは豊かな海の再生にはならないといわれています。山口県の周防大島町では、農業者とも連携し有用微生物群によって海を浄化する試みや、藻場の育成に鉄分も必要だと使用済みカイロと木炭を発酵させてつくる鉄灰を流すなど、研究実践が進んでいます。漁業生産の基礎となる豊かな海の実現におき、海と海の生物の実態調査・研究をさらに進めるべきと考えます。農林水産部長のお考えをお示してください。
- ③ 今回の改正では、藻場と干潟の保全により再生・創出を後押ししています。藻場・干潟は、水産資源を確保する上で重要な役割を果たしています。また、近年海草や藻類などの海の生物が、光合成で吸収する二酸化炭素「ブルーカーボン」が注目され、地球温暖化対策としての活用も期待されています。しかし、現実に

は、藻場・干潟は減少しています。県として、藻場や干潟の再生の取り組みはされてきましたが、現在の課題をどうとらえ、このたびの改正も踏まえてどのように藻場と干潟の再生と創出を進めようとしていますか。農林水産部長のお考えをお示してください。

- ④今回の改正では、海洋プラスチックごみを含む海ごみの発生抑制対策が国及び地方公共団体の責務とされ位置付けが大きく変わり強化されました。すでに海ごみ対策は、県議会でも多く語られ、様々な取り組みが行われているところですが、十分とは言えない状況です。国では、使い捨てプラスチックごみを2030年までに25%(日本の目標)排出抑制すると掲げており、製造業界団体への働きかけや消費者の努力が欠かせません。地方公共団体の責務として、海ごみの調査研究とともに、海ごみの回収と発生抑制を進める総合的な対策計画を新たに策定することが必要と考えますが、環境文化部長のご所見を伺います。回収問題では、海ごみになる前の河川での回収の努力が市町村でされています。県としても県管理河川の管理者として樹木伐採の際にごみの回収もあわせて行ったり、水際などアダプト団体の手が届かない場所のごみの回収を行うなど積極的に海ごみの発生抑制に取り組むべきと考えます。土木部長のお考えをお示してください。

農林水産部長

お答えいたします。

豊かな里海についてのご質問であります。

まず、栄養塩管理運転についてであります。県では、岡山市での季節別管理運転において、周辺海域への栄養塩の供給効果を確認しており、現在、より詳細な調査を行い、その結果を評価することとしております。

この評価を基に、環境保全との両立を図りつつ、沿岸市と連携し、下水処理場での管理運転などの取り組みを進め、きれいで豊かな海の実現を図ってまいりたいと存じます。

次に、研究についてであります。県では、水温、栄養塩濃度や植物プランクトン等について、昭和47年度から県内の全海域で毎月調査を行い、長期的な海域環境の把握に努めております。

また、カキ殻敷設や海底耕耘などによる漁場環境の改善効果の検証に取り組んでいるところであり、引き続き、漁場環境や生物に関する調査研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、藻場の再生等についてであります。県では、これまで新たな藻場・干潟の整備や、漁業者と連携したアマモ場の再生等に取り組み、一時、900haを下回っていた藻場は、現在、2,000haを超えるまでに回復しております。

これまでの成果を持続させていくためには、活動の輪をさらに広げていく必要があります。引き続き、漁業者や地域などとの協働による藻場の再生等の取組を促進し、豊かな里海づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境文化部長

お答えいたします。

海ごみ対策のうち総合的な対策計画の策定についてであります。県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、海ごみ対策を総合的にとりまとめた県計画を平成 28 年に策定し、三大河川流域ごとの啓発事業をはじめ、各種の取組を行っているところであります。

このため、新たな計画の策定は考えておりませんが、引き続き、市町村や民間団体など、多様な主体と連携しながら、海洋プラスチックごみを含め、海ごみの発生抑制に向けた県民意識醸成や実践行動の促進、効果的で円滑な回収・処理が行える体制づくりなどに努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

県管理河川での取組についてであります。県管理河川におけるごみ対策については、管理上の支障の程度を踏まえ、流木やごみの回収を行うとともに、河川愛護の意識啓発や、ごみの不法投棄が目立つ箇所においては、注意看板を設置しておるところであります。

引き続き、国や市町村、関係部局などと連携し、河川のごみ対策に適切に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。④番の海洋プラスチックごみの問題でお伺いします。

国は、2030 年までに25%の排出抑制をするということで、発生そのものを抑制していくという方針。もう EU 諸国では 2021 年に使い捨てプラスチックの流通そのものをストップするという決断をしているようで、これは世界的な問題ですので、随分ここにメスが入ってくるようでございます。そのなかで、製造業界に代替えのものを提案したり、そこを支援したりといった視点がとても大事になってくると思うのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

環境文化部長

再質問にお答えします。海洋プラスチックの生態系への悪影響ということで、いま大きな問題になっているということでございます。

いま、各企業の取り組みといたしましては、特にワンウェイプラスチックの他の材料への転換と言う事で各企業の取り組みもそれぞれ行われているわけでありまして、我々もそういった分野での啓発活動もこれから強化していかないといけないという風に考えております。これから啓発事業に比重を置くことにはなるとは思いますが、そういった形での取り組みを進めて参りたいと思います。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。倉敷市では高梁川流域河川ごみ等調査啓発事業ということで、小さい用水路や消火栓のゴミを改修して調査しながら網をその町内がつけたら、その網に対する補助金制度を作ったり、随分海に流れないまでの対策を打ち始めておられます。県の管理の河川でもそういう積極的な、具体的なゴミ回収というのをお願いしたいのですけれども、その検討はできないでしょうか。

土木部長

再質問にお答えします。

県管理河川においても、より積極的なゴミ回収の対応はできないかというところでございます。私どもは県管理河川におきまして、まず河川愛護の観点からアダプト事業をやっておりまして、こちらにつきましては地域の住民の方にご協力頂きまして、まさに美化活動をやって頂いておるところでございます。

いま、ご指摘がございました領域の様々な活動もあると思います。これにつきまして、河川管理者としまして何かご協力できることがあれば、それぞれ個別案件になろうかと思えますけれども、私どもも必要に応じて、協力できる範囲ではございますけれども、対応はしていきたいと思っております。以上でございます。

4 被災者支援について

来月で西日本豪雨災害から3年がたとうとしています。5月末時点でいまだに仮設住宅に306世帯がくられ、家の再建の見通しが立っていない世帯が相当数残されています。そして、被災者生活再建支援金の加算支援金について1000世帯程度が、加算支援金の支給が受けられていない状況があり、住まいの再建に時間がかかっている実態がわかります。

加算支援金の申請期限は、このたび令和3年8月4日から1年間延長されることになりましたが、加算支援金は、住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修または賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等の写しを添付して申請が必要であり、申請に時間がかかります。家屋が全壊した被災者の生活再建の柱となる支援金という性質からみて、住宅再建の意向を示すことで支給するなど支給要件の緩和を国へ求めてはどうでしょうか。知事のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

被災者支援についてのご質問ですが、被災者生活再建支援金のうち加算支援金について、お話の支給要件の緩和を、国に対し要望することまでは考えておりませんが、再建方法が決まり次第、期限までに確実に申請いただけますよう、一層の周知を図ってまいります。

今後とも、関係市と連携し、1人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

被災者支援の住宅の再建には本当に時間がかかって、個々の対応も大変です。ひとりひとり誰ひとり取り残すことなく支援して頂きますよう、重ねてお願い申し上げます。

5 災害避難所の環境について

西日本豪雨災害の時、大雨と水没でびしょぬれになったまま、体育館へ避難し二日間そのままだった、更衣室もなく、仕切りもなく、もちろん着替えもない、そして一番困ったのは、トイレがすくないことです。発災直後から数日間は水道が止まり、体育館にびっしり詰め寄った被災者に見合う数のトイレはなく、まにあわず失禁し

てしまった高齢者や、水分をなるべく我慢する女性など状況は深刻でした。大規模災害の避難所の環境は、もっと改善させていくべきと考えます。現在、災害や紛争時の避難所の環境について国際的な基準として国際赤十字などが 20 年前に策定したスフィア基準というものがあります。人道支援ができるための「最低基準」といわれ、たとえば、居住空間は、「1人あたりのスペースは、最低 3.5 平方メートル確保すること」と定めてあります。また、トイレについては、「20 人に1つの割合で設置、女性用と男性用の割合が3:1となるようにする」という基準もあります。

日本も、避難所について、変化の過渡期にあるといわれています。徳島県では、「安心とくしま」という WEB サイトを立ち上げ、県内の防災・危機管理情報を集約させ、スフィア基準にのっとった基本戦略から防災計画を提示して市町村とも協力し情報の質・量ともに充実させています。また、スフィア基準による避難所のスタンダードを確立させるとして例えば、「徳島県災害時快適トイレ計画」という50ページ近いトイレに関する計画を立て、各市町村別の避難所ごとの必要トイレ数を割り出し調達方法まで細かく作成し、市町村も同様の計画を作る取り組みがなされています。

岡山県においても、災害対策の計画はありますが、スフィア基準にもとづいた避難所の環境充実の計画を作ってはいかがでしょうか。さらに、そもそも避難所の考え方を体育館などの学校施設だけでなく、ホテルやテントなども含め、絶対数も増やしていくことが必要と考えます。あわせて知事のお考えをお示しください。

知事

お答えいたします。

災害避難所の環境についてのご質問ですが、整備や運営の充実について、新たな計画の作成までは考えておりませんが、市町村に対し、スフィア基準も参考に、避難所運営マニュアルで目安をお示ししており、必要に応じ、見直すこととしております。

また、避難所として利用可能な宿泊施設等のリストを提供し、活用を助言しており、引き続き、適切に避難所が設置・運営されるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。私も西日本豪雨災害の時、この実情を目の当たりにして本当に色々なことを感じました。知事はかねがね、トイレの環境整備に力を入れて下さっているという印象がありまして、ここの分野だけでももう少し改善の余地があるのではないかと思うのですけれども、知事お考えありましたらお願いします。

知事

トイレの話になりますと、私かなり熱がこもることになります。お昼ごはんありますので短くしたいと思います。

これは本当に生理現象でありまして、これを我慢するのは大変健康に悪いですし、劣悪な状況でなければいけない、もしくは何か人目にさらされるような形でなければいけないというのは、人間の尊厳にもかかわることです。トイレの問題っていうのは本当に色々な場面を考えて準備しておかなければいけないと思っています。

今、マンホール型のトイレですとか、携帯用トイレですとか、色々な技術の進歩っていうと大げさかもしれない

ですけれども、工夫がなされていて、例えば阪神淡路大震災の時のように、ざっと詰めかけたところで詰まってしまって、とても想像したくないような状況になって大変なことになるというのは、今の日本では起きずらくなっていますけれども、やはりなかなか安定的にきれいに使うという事になっていないというのは、西日本豪雨、岡山県の状況をはじめ、まだまだ散発をされているところでございます。

トイレの問題、もう一つ、男性と女性の問題、また足腰が健康な方と、ちょっと補助が必要な方でまた違ってこようかと思えますし、そういったことについてはまだまだ改善の余地があると考えています。